

**令和3年度 宮崎地方最低賃金審議会
第1回 特定（産業別）最低賃金 検討小委員会 議事要旨**

1 日 時 令和3年8月17日（火） 9:50～10:45

2 場 所 宮崎合同庁舎 2階 大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題
特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について

5 議事概要

（1）公益委員から橋口座長及び三島座長代理が選任された。

（2）特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について

「有り」・「無し」いずれの結論であっても全会一致の合意が必要であることを確認した。

（3）労側委員から、4業種とも改正申出を行っていること、電気、自動車新車は部会の開催をぜひお願いしたい、肉乳は6年間部会未開催であるが、求人数も多い傾向にあり、春闘結果なども踏まえて部会開催をお願いしたい、各種商品は、5年間部会未開催であるが、コロナ禍の中で懸命に働いているエッセンシャルワーカーがたくさんおり、悪質クレームに対応するなどの大変さがある中で賃金の改善を図るためにも部会の開催をお願いしたいという申し出があった。

（4）使側委員から、コロナ禍の厳しい状況にあって、地賃の大幅な引き上げも厳しい状況であり、4業種とも審議の必要はないとの申し出があった。肉乳と各種商品小売は地賃28円引き上げでカバーできることと最近の審議がないことから部会開催の必要はない、電気については、昨年度の金額審議の際の経過は理解している、コロナの第5波で事業主の賃金支払い能力は限界であると申し出があった。

（5）労側、使側の基本的考え方の相違により結論が出ず、それぞれ持ち帰りの上、次回8月18日（水）10:00から開催する第2回検討小委員会で協議することとなった。